

「緑の基本計画」とは？

都市緑地保全法第2条の2に規定
「市町村(特別区を含む)の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」

市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースの総合的計画。
(1994年の法改正で創設され、2004年の改正で都市公園の整備の方針等の追加が拡充された)

「緑の基本計画」はその内容として

- ・緑地の保全及び緑化の目標
- ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項を定めなければならない。
- ・緑地の配置の方針に関する事項
- ・緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- ・緑化の推進を重点的に図るべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

を必要に応じて定めることとされています。(都市緑地法第2条の2第2項)

緑の都市構造

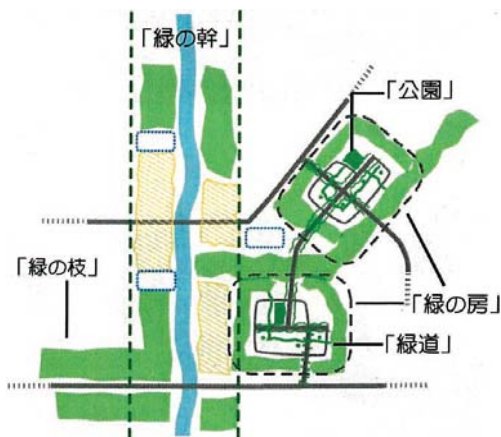
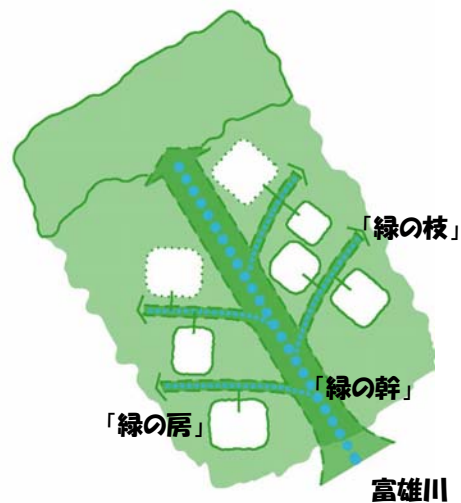
(現況)



花と緑と自然の将来都市構造

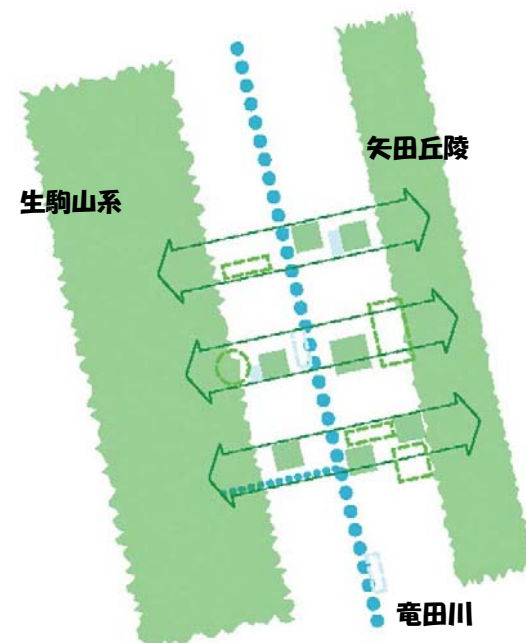
◆北部地域の骨格パターン

—ツリ—(樹木)型—

















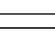


◆中・南部地域の緑骨格パターン

—ラダ—(はしご)型—

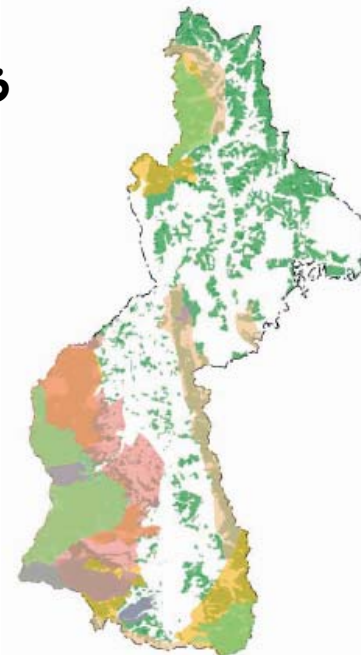


花と緑と自然の将来像

-  【緑の骨格パターン】
-  【山地・丘陵ゾーン（山林等緑地）】
○緑の山並み環境を市民が活用しつつ、環境保全の心を育む
-  【田園・集落環境ゾーン（農地・田園集落地）】
○樹林・農地の環境を保全し次世代に伝えることを目指す
-  【市街地ゾーン（商業地・住宅地）】
○公共施設・商業施設などの緑化や花とみどりの市民まちづくりにより、うるおいある市街地環境を創る
-  【川沿いの緑化など『水と緑の骨格』にふさわしい河川環境づくりを目指す】
-  【水辺のレクリエーションの場づくりを目指す】
-  【寺社林の保全を目指す】
-  【公園の整備・拡張を目指す】
-  【公園の機能充実と利用促進を目指す】
-  【文教施設や生涯学習施設などの緑化を推進する】
-  【公共公益施設の緑化を推進する】
-  【駅前空間の緑化を推進する】
-  【市民農園の整備と利用促進を図る】
-  【矢田丘陵遊歩道の整備と利用促進を図る】
-  【街路樹等の育成・整備を目指す】
-  【桜並木の育成・整備を目指す】
-  【「川堤の花かざり」など、市民による親しまれる水辺空間づくりの支援】



緑景観の保全に関わる法規制の現状



-  風致地区
-  自然公園区域
-  保安林
-  近郊緑地保全区域
-  奈良県環境保全区域、景観保全区域

第2章

“花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けた取り組み方針

第1節

山地・丘陵の緑の環境に親しみ“自然を守る心”を未来に伝える

第2節

川の環境を取りもどし生駒に“水と緑の骨格”を創り・育む

第3節

樹林・農地を活かして“まちなかの緑の厚み”を育み・伝える

第4節

市民の英知で“楽しく・使いやすい公園”を育む

第5節

民間施設と公共施設の緑化で まちなかに“花と緑のシンボル”を創る

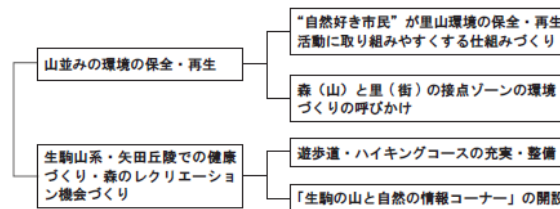
第6節

“花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育む

第1節 山地・丘陵の緑の環境に親しみ“自然を守る心”を未来に伝える

2. 施策体系

◆山地・丘陵の緑の環境に親しみ“自然を守る心”を未来に伝える



第2節 川の環境を取りもどし生駒に“水と緑の骨格”を創り・育む

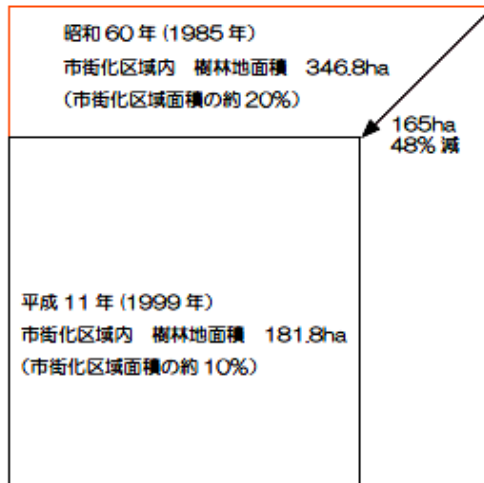
2. 施策体系

◆川の環境を取りもどし生駒に“水と緑の骨格”を創り・育む



◆生駒市の市街化区域内に残る樹林の現状

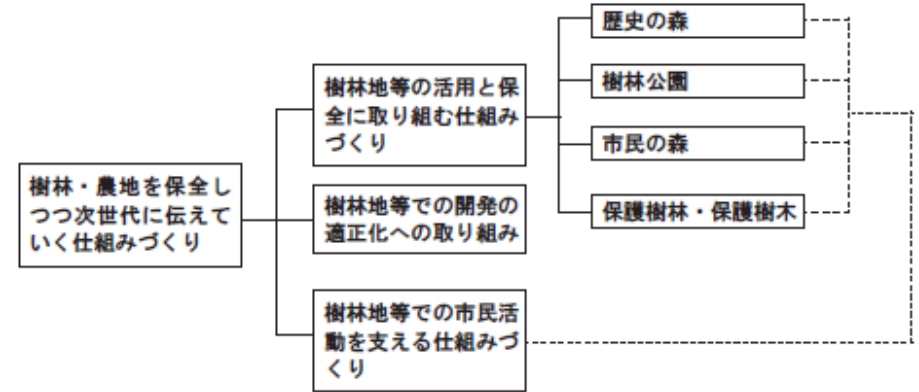
市街化区域内に残る樹林の規模	ヶ所
0.03ha 未満	50
0.03ha 以上 0.5ha 未満	214
0.5ha 以上 1ha 未満	28
1ha 以上 2ha 未満	18
2ha 以上 5ha 未満	16
5ha 以上	7



第3節 樹林・農地を活かして“まちなかの緑の厚み”を育み・伝える

2. 施策体系

◆樹林・農地を活かして“まちなかの緑の厚み”を育み・伝える



第4節 市民の英知で“楽しく・使いやすい公園”を育む

2. 施策体系

◆市民の英知で“楽しく・使いやすい公園”を育む



◇公園整備状況

公園種別	年次	平成 2 年		平成 1 2 年	
		ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)
住区 基幹公園	街区公園	139	24.14	169	26.58
	近隣公園	8	11.15	10	14.53
	地区公園	2	10.10	3	13.97
都市 基幹公園	総合公園	2	30.80	2	34.04
	運動公園	0	0	0	0
基幹公園計		151	76.19	184	89.12

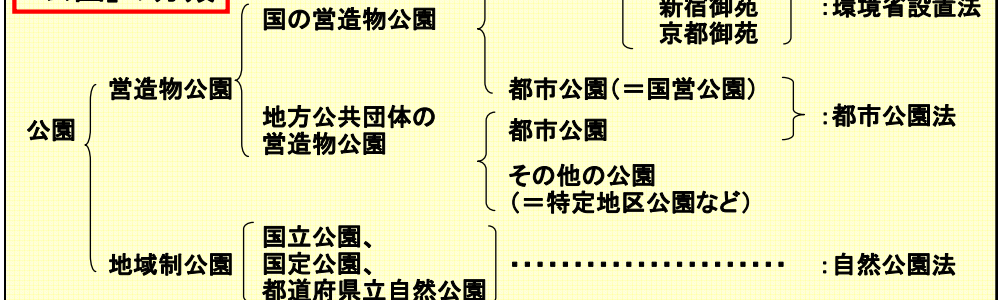
「公園」の分類

一般に『公園』と呼ばれるものは、『営造物公園』と『地域制公園』とに大別される。

・営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表され、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物である。

・地域制公園は自然公園法に基づく自然公園に代表され、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定し土地利用の制限・一定行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とする。

「公園」の分類



都市公園の種別(1)

平成5年：都市公園法施行令を改

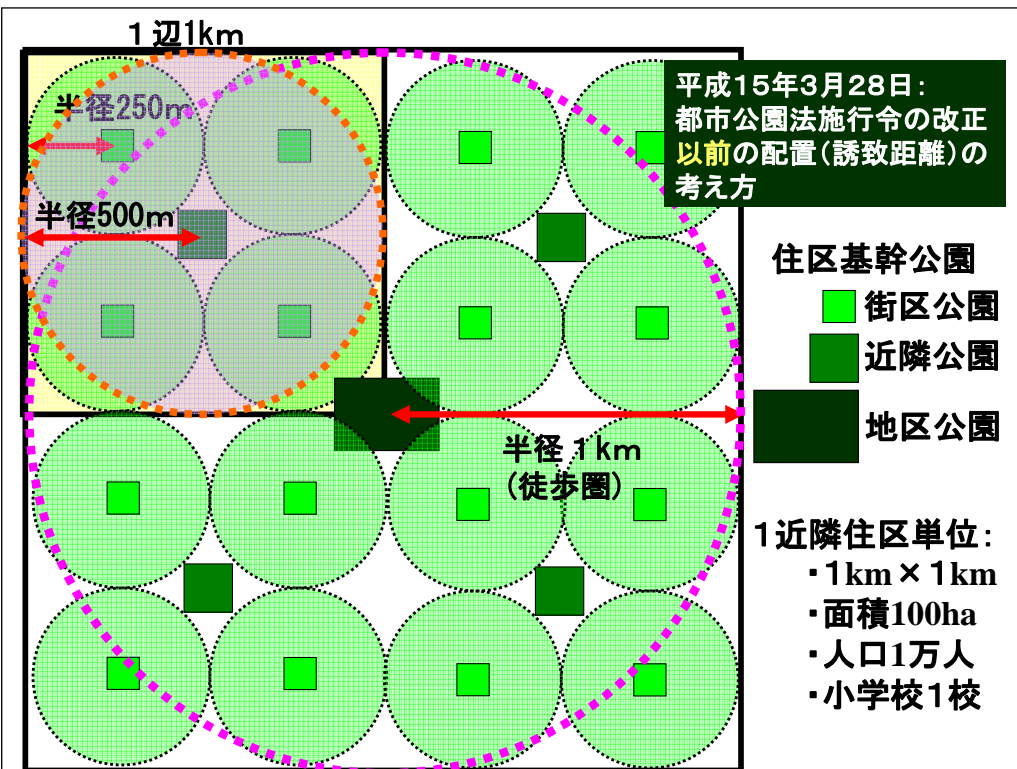
平成15年：都市公園法施行令の改正

種類	種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	<ul style="list-style-type: none"> 街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離300mの範囲内で1カ所当たり面積0.25haを標準として配置する。 近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣居住区当たり1カ所を誘致距離300mの範囲内で1カ所当たりの面積2haを標準として配置する。 地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1カ所面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	<ul style="list-style-type: none"> 総合公園：都市住民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。 運動公園：都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
	大規模公園	<ul style="list-style-type: none"> 広域公園：主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、面積50ha以上を標準として配置する。 レクリエーション都市：大都市その他の都市圏域から発生する多様な選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、都市計画公園1,000ha、うち都市公園500haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置する。
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。
	墓園	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。

都市公園の種別(2)

種類	種別	内容
国営公園		主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1カ所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として配置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合においては、その規模を0.05ha以上とする。
都市林	平成5年：同法施行令改正	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地帯において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的として設けられる植樹帯及び歩行者路及び自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として公園、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注・近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位



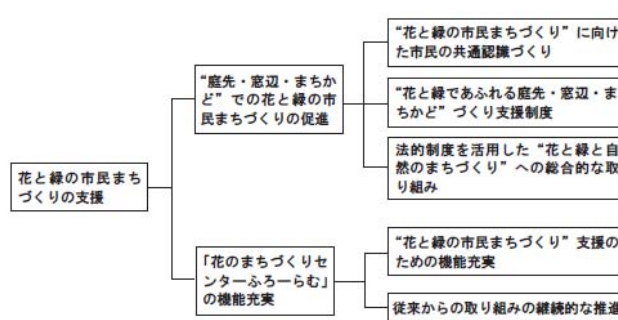
第5節 施設と公共施設の緑化で まちなかに“花と緑のシンボル”を創る

2. 施策体系



第6節 “花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育む

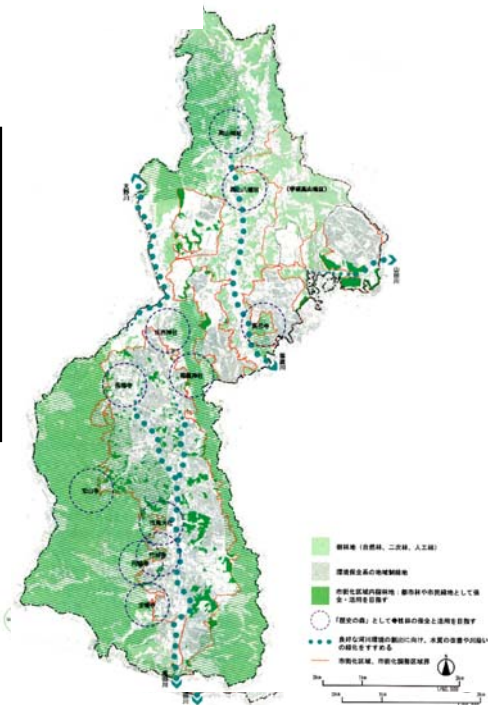
2. 施策体系



「緑の基本計画」における配置方針に関わる4つの緑地系統

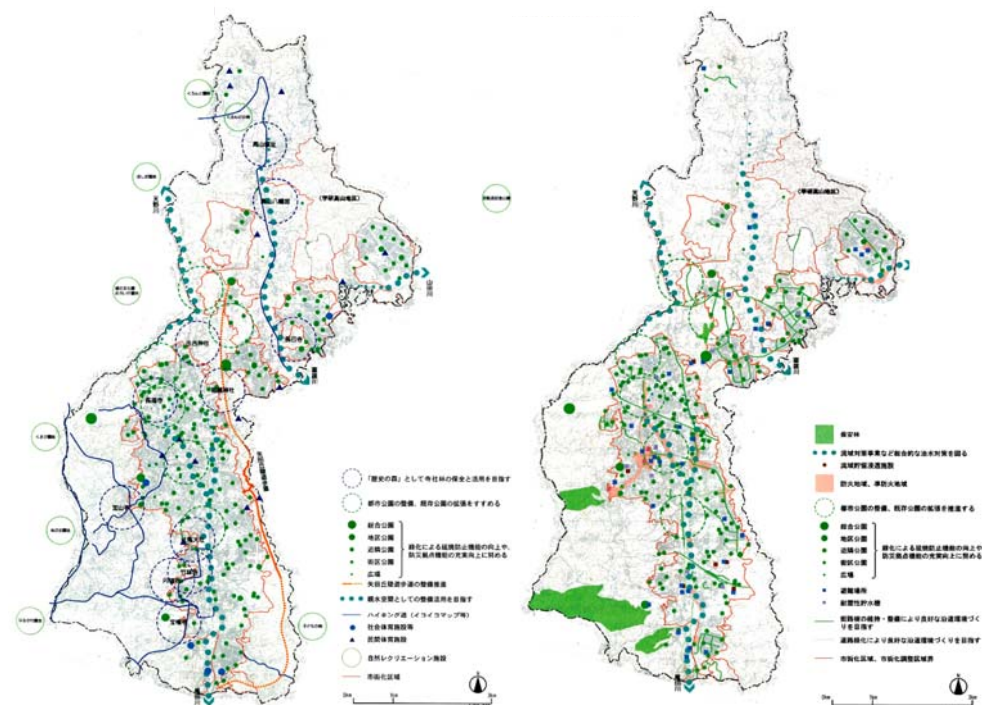
環境保全系統緑地の配置方針

- ・環境保全系統緑地
- ・レクリエーション系統緑地
- ・防災系統緑地
- ・景観構成系統緑地



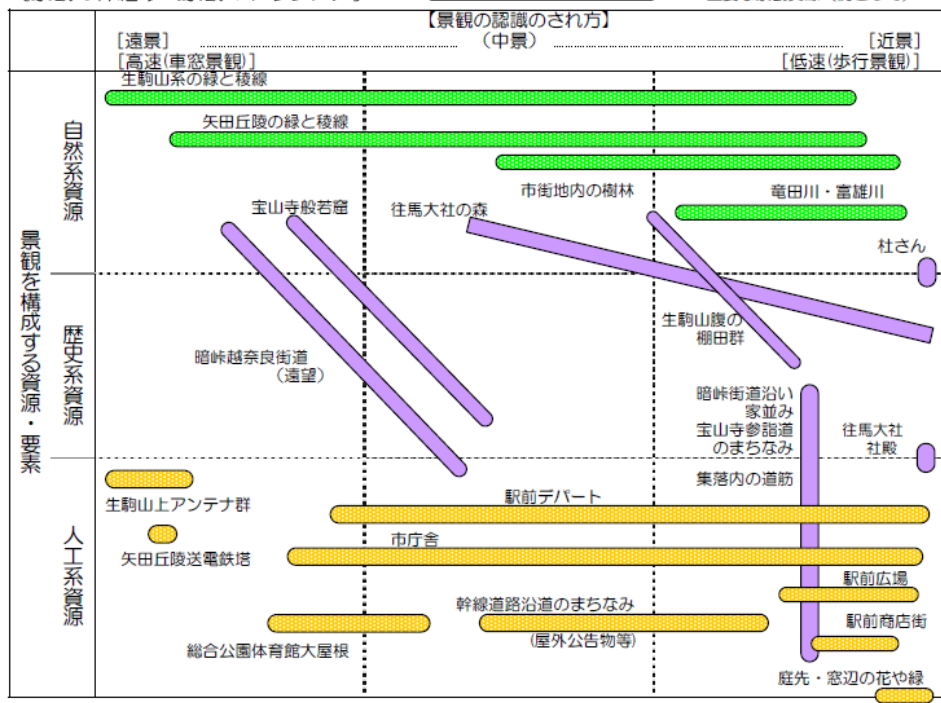
レクリエーション系統緑地の配置方針

防災系統緑地の配置方針

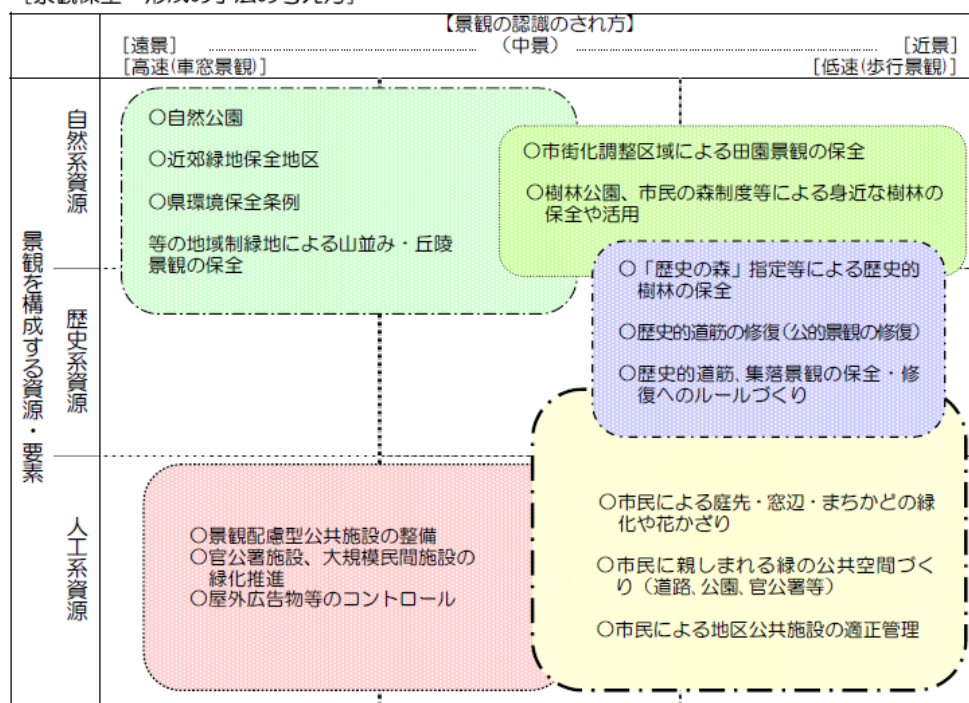


【景観の枠組み（景観マトリクス）】

：主要な景観資源（例として）



【景観保全・形成の手法の考え方】



2. 計画の目標

(1) 緑地^{*1}の確保目標

目標年次における 緑地確保目標量	将来市街化区域面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
	おおむね30% ^{*2}	おおむね55%

(2) 都市公園などの整備目標^{*3}

年次	現況 (平成12年)	中間年次 (平成22年)	目標年次 (平成32年)
都市公園	11.58㎡/人	11.6㎡/人	12.0㎡/人
都市公園など	18.46㎡/人	21.1㎡/人	24.0㎡/人

(3) 都市緑化の目標

指標	区分	現況 (平成12年)		目標年次 (平成32年)		
公共施設等の緑化目標	緑被率 ^{*4}	公共施設		23.3%	25%以上	
		道路緑化率 ^{*5}	道路	市道幅員9m以上	54.0% (DID地区60%)	DID地区内 75%以上
			国道	24.0% (DID地区50%)	10.0% (DID地区69%)	
市街地の緑化目標	緑視率 ^{*6}	商業地	駅前商店街	5.5% (最大値11.6%)	10%以上	
			沿道商業地	9.1% (最大値24.7%)	20%以上	
		住宅地	一般住宅地	21.7% (最大値28.6%)	30%以上	
			低層住宅地	18.8% (最大値35.4%)	30%以上	
			中高層住宅地	26.1% (最大値47.6%)	30%以上	

「緑化重点地区」:

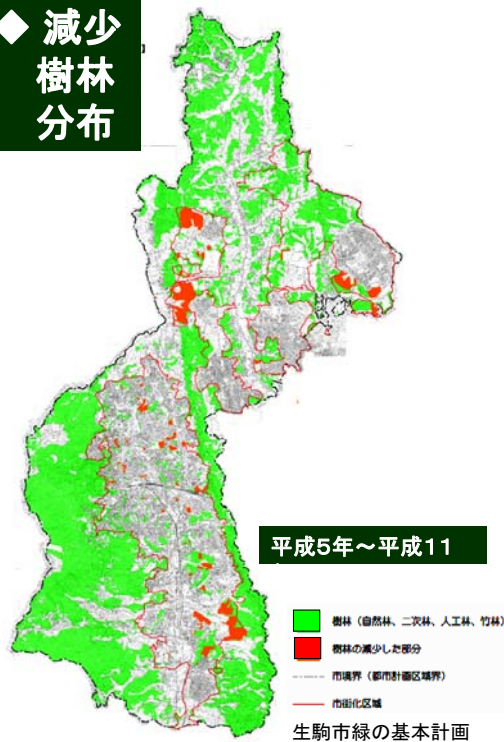
都市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて特に重点的に緑化を図るべき地区緑化重点地区においては、市町村による重点的な緑化施策に加え、住民・事業者などが都市緑化基金の活用や、住民や自治会によるボランティア活動の展開などそれぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待されている



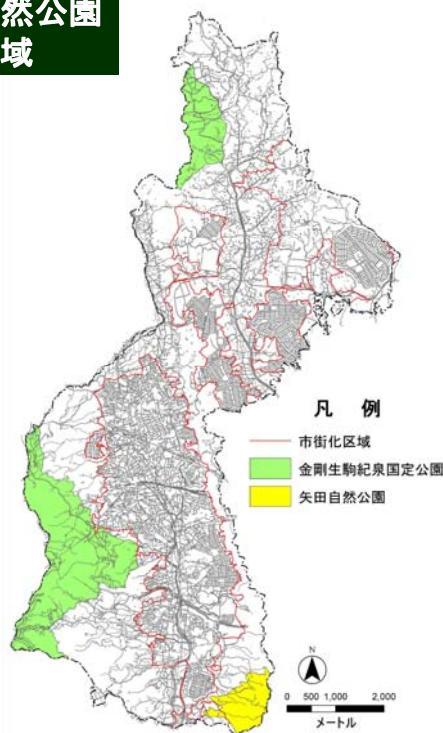
◆ 緑の現況



◆ 減少樹林分布



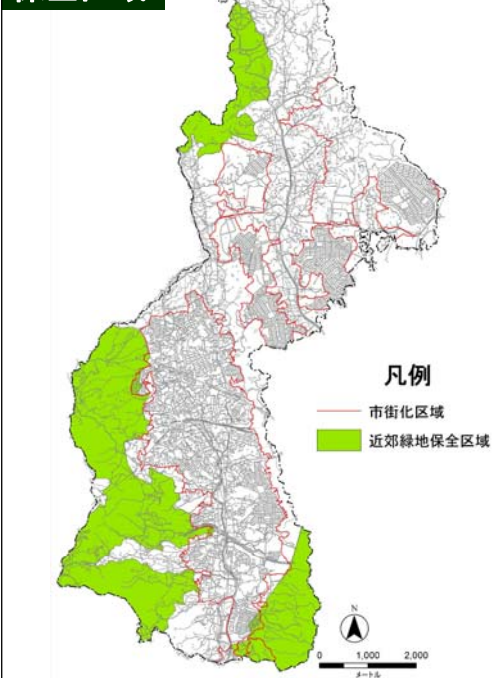
自然公園区域



◆ 緑を守る法制度(1)

地域地区等	金剛生駒紀泉国定公園	矢田県立自然公園
根拠法令及び交付年月日	自然公園法 (S32. 6. 1)	自然公園法 (S32. 6. 1) 奈良県立自然公園条例 (S41. 12. 20)
地域指定権者	環境大臣	知事
地域の要件または指定基準	国立公園に準ずる優れた自然の風景地 (第2条第3項)	県内にあるすぐれた自然風景地 (県条例第2条)
規制内容	工作物の新築、改築増築、土地の開墾その他土地の形状変更その他の行為について許可または届出が必要 (第13条第3項第26条)	工作物の新築、改築増築、土地の形状変更等の行為について許可または届出が必要 (県条例第10条、第12条)
許可権者	知事	知事

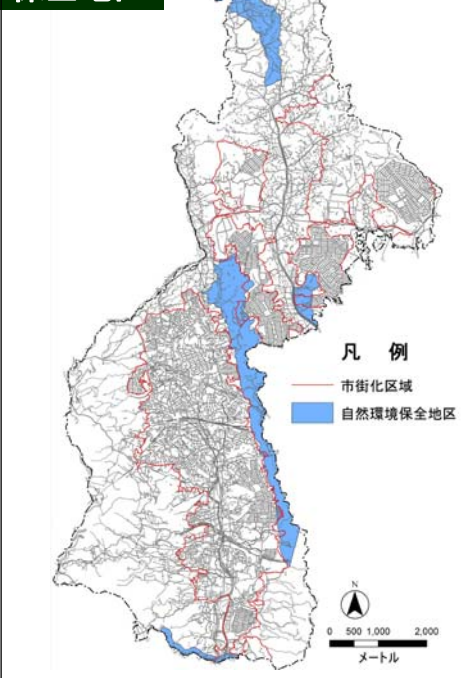
近郊緑地保全区域



◆緑を守る法制度(2)

地域地区等	近郊緑地保全区域
根拠法令及び交付年月日	近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (S42. 7. 31)
地域指定権者	国土交通大臣
地域の要件または指定基準	近郊緑地 ^(注) のうち無秩序な市街地化の恐れが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害もしくは災害防止の効果が著しい土地の区域(第5条第1項) (注)近畿圏整備法第2条第1項で規定された既成都市区域の近郊における同法第14条第1項の規定により指定された保全区域内の植林地(これに隣接する土地でこれと一体となって緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含む。)であって相当規模の広さを有しているもの。
規制内容	下記について届出が必要(第8条第1項) ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物のさいくつその他の土地の形質の変更、木竹の伐採 ・上記の他当該近郊緑地の保全に影響をおよぼす恐れのある行為で政令で定めるもの

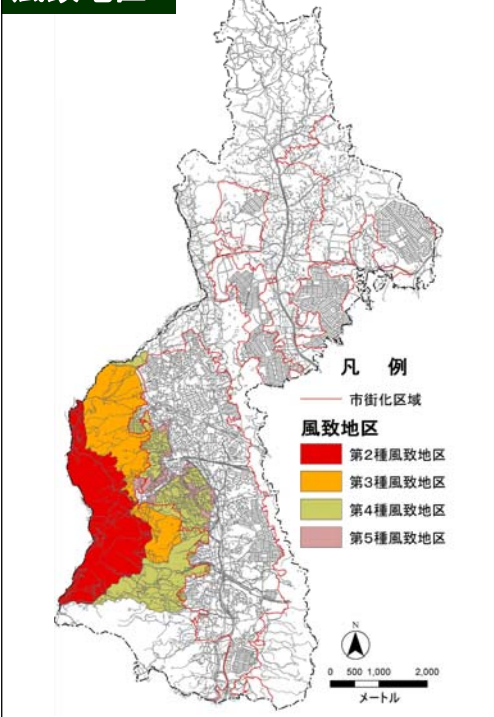
自然環境保全地区



◆緑を守る法制度(3)

地域地区等	景観保全地区	環境保全地区
根拠法令及び交付年月日	奈良県自然環境保全条例 (S49. 3. 30)	
地域指定権者	知事	
地域の要件または指定基準	森林、草生地、山岳高原、丘陵、古墳、渓谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区(第27条第1項)	道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で良好な環境を保全するために積極的に緑化などの推進をはかることが必要な地区(第27条第2項)
規制内容	下記について届出が必要(第28条第1項) ・その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること。 ・建築物その他の工作物の色彩を変更すること。 ・宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 ・木竹を伐採すること。 ・野焼きをし、又は野草を切り取ること。 ・鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。 ・水面を埋立て、又は干拓すること。	

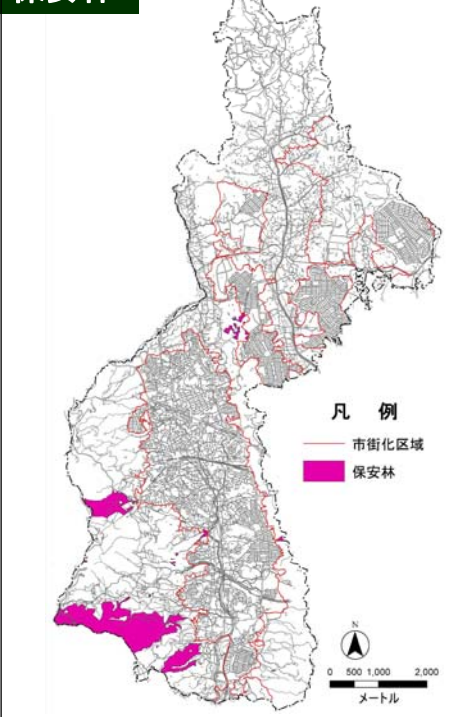
風致地区



◆緑を守る法制度(4)

地域地区等	風致地区			
根拠法令及び交付年月日	都市計画法 (S43. 6. 15) 奈良県風致地区条例 (S45. 3. 28)			
地域指定権者	知事			
地域の要件または指定基準	都市の風致を維持する地区(第9条第21号)			
規制内容	次の各号に掲げる行為をしようとする場合の許可が必要 ・建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転 ・建築物等の色彩の変更 ・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 ・水面の埋立て又は干拓 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積			
風致地区種別	高さ	建ぺい率	壁面後退距離 道路側 隣地側	緑地率
第2種	10m以下	30%以下	2m以上 1m以上	30%以上
第3種	10m以下	40%以下	2m以上 1m以上	20%以上
第4種	12m以下	40%以下	2m以上 1m以上	20%以上
第5種	15m以下	40%以下	2m以上 1m以上	20%以上

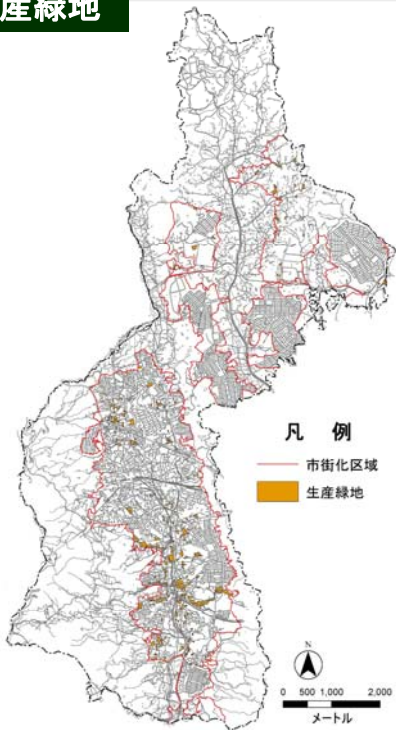
保安林



◆緑を守る法制度(5)

地域地区等	保安林
根拠法令及び交付年月日	森林法 (S26. 6. 26)
地域指定権者	農林水産大臣、知事
地域の要件または指定基準	水源のかん養(第25条第1項第1号) 土砂の流出の防備(同2号) 土砂の崩壊の防備(同3号) 飛砂の防備(同4号) 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備(同5号) なだれ又は落石の危険の防止(同6号) 火災の防備(同7号) 魚つき(同8号) 航行の目標の保存(同9号) 公衆の保健(同11号) 名所又は旧跡の風致の保存(同12号)
規制内容	都道府県知事の許可を受けなければ、立木、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。(第34条)

生産緑地



◆緑を守る法制度(6)

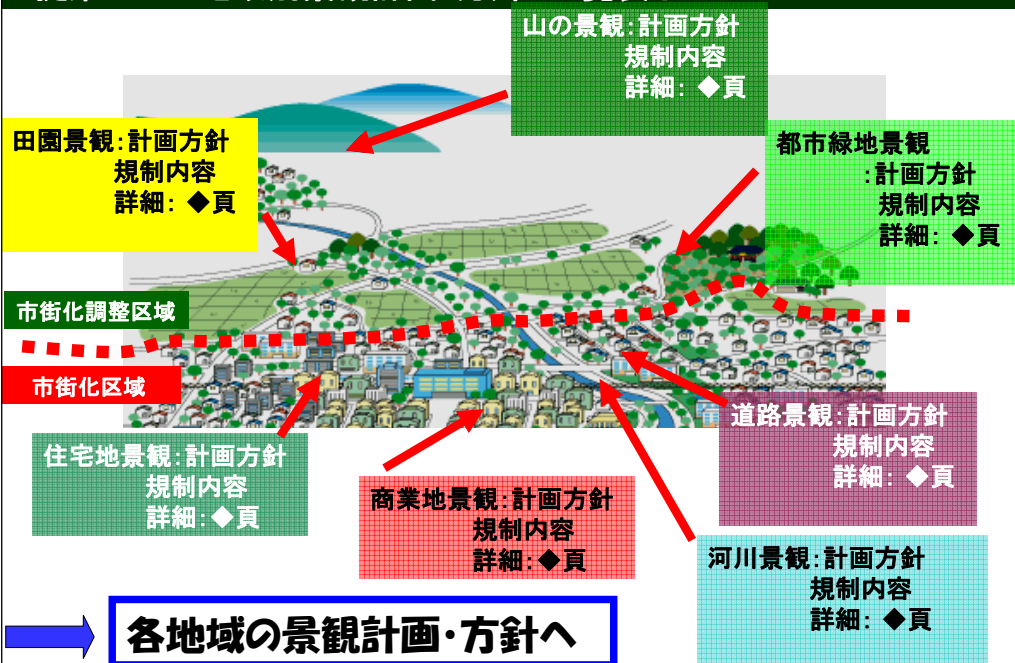
地域地区等	生産緑地地区
根拠法令及び交付年月日	生産緑地法 (S49. 6. 1)
地域指定権者	市長
地域の要件または指定基準	市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のもの区域。(第3条第1項) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。(第3条第1項1号) 500平方メートル以上の規模の区域であること。(同2号) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。(同3号)
規制内容	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築(第8号第1項第1号) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更(同2号) 水面の埋立て又は干拓(同3号) 上記について許可が必要

生駒山系・矢田丘陵にかかる地域制緑地の現状

区分		指定の根拠	面積(ha)
自然公園区域	金剛生駒紀泉国定公園	自然公園法	612.0
	矢田県立自然公園	奈良県立自然公園条例	82.0
近郊緑地保全地区		近畿圏の保全区域の整備に関する法律	1,007.0
環境保全地区		奈良県自然環境保全条例	319.0
景観保全地区		奈良県自然環境保全条例	93.0
風致地区	第2種風致地区	都市計画法	348.5
	第3種風致地区	都市計画法	287.5
	第4種風致地区	都市計画法	316.9
	第5種風致地区	都市計画法	57.1
保安林		森林法	137.0
		小計	3,260.0
		重複部分	995.0
		合計	2,265.0

出典:地域制緑地の指定状況(生駒市)

提案... 地域別景観計画・方針 一覧表示



各地域の景観計画・方針へ

生駒市の行政組織の抜粋

市民部	市民課 市民税課 資産税課 収税課 人権施策課 ・人権文化センター ・男女共同参画プラザ 産業振興課 ・高山竹林園	市民係/記録係 庶務係/市民税係 土地係/家屋係 庶務係/徴収係 計画係/同和対策係 農林係 /商工観光係/企業立地推進係
建設部	管理課 事業計画課 土木課 施設整備課	管理係/維持係/整理係 計画係 整備係/施設係/用地係 管理係/施設整備係
都市整備部	都市計画課 開発指導課 建築指導課 みどり推進課 花のまちづくりセンター	計画係/まちづくり推進係 開発指導係 指導係/審査係 緑化推進係/公園管理係
開発部	地域整備課	北部開発係/再開発係